

大臣官房長
整備計画局長 殿
各幕僚長
防衛装備庁長官

人事教育局長
(公印省略)

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令別表第 2 本省内部部局の項、統合幕僚監部の項、陸上幕僚監部の項、海上幕僚監部の項、航空幕僚監部の項及び防衛装備庁の項に掲げる防衛大臣の定める者について（通知）

標記について、下記のとおり定められ、令和 6 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

なお、防衛省の職員の給与等に関する法律施行令別表第 2 本省内部部局の項、統合幕僚監部の項、陸上幕僚監部の項、海上幕僚監部の項及び防衛装備庁の項に規定する防衛大臣の定める者について（防人給第 5 7 8 6 号。令和 3 年 3 月 3 1 日）は、令和 6 年 3 月 3 1 日限りで廃止する。

記

- 1 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和 2 7 年政令第 3 6 8 号）別表第 2 本省内部部局の項、統合幕僚監部の項、陸上幕僚監部の項、海上幕僚監部の項、航空幕僚監部の項及び防衛装備庁の項に掲げる「防衛大臣の定める者」は、別表の官職の欄に掲げる官職にある者であって、政府デジタル人材のスキル認定の基準（平成 3 0 年 1 月 3 1 日サイバーセキュリティ対策推進専任審議官等会議・各府省情報化専任審議官等会議合同会議決定）第 3 項に規定するスキル認定の基準（以下単に「スキル認定の基準」という。）に基づき、それぞれ同表のスキル認定の区分の欄に掲げるスキル認定を受けたものとする。
- 2 整備計画局長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長及び防衛装備庁長官は、別表に掲げる官職の名称、職務内容又は職務の級に変更がある場合には、速やかに人事教育局長（人事教育局給与課長気付）にその旨を通知するものとする。
- 3 整備計画局長は、スキル認定の基準に変更があった場合には、速やかに人事教育局長（人事教育局給与課長気付）にその旨を通知するものとする。

添付書類：別表

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令別表第2 本省内部部局の項、統合幕僚監部の項、陸上幕僚監部の項、海上幕僚監部の項、航空幕僚監部の項及び防衛装備庁の項に規定する防衛大臣の定める者

勤務官署	官 職	スキル認定の区分
本省内部部局	整備計画局サイバー整備課事案対処班長	課長補佐（プロジェクト担当又は情報セキュリティ担当）スキル認定
	整備計画局サイバー整備課デジタル化推進室部員（人事・給与情報システムの管理、改善及び効率化に関する業務を主担当として行うものに限る。）	
統合幕僚監部	指揮通信システム部指揮通信システム企画課サイバー企画室制度専門官	係長スキル認定又は課長補佐（プロジェクト担当又は情報セキュリティ担当）スキル認定
	指揮通信システム部指揮通信システム企画課サイバー企画室サイバー企画専門官	
陸上幕僚監部	指揮通信システム・情報部指揮通信システム課指揮通信システム班システム技術基準専門官	
	指揮通信システム・情報部指揮通信システム課指揮通信システム班システム保全技術専門官	
	指揮通信システム・情報部指揮通信システム課サイバー・電磁波領域班サイバー技術専門官	
	指揮通信システム・情報部指揮通信システム課サイバー・電磁波領域班電磁波専門官	
海上幕僚監部	指揮通信情報部指揮通信課情報保証班情報保証専門官	
航空幕僚監部	運用支援・情報部情報課情報保証専門官	
防衛装備庁	長官官房総務官付情報システム管理室総括班システム総括係長	
	長官官房総務官付情報システム管理室情報システム班情報技術管理係長	